

## 産業厚生委員会会議録

1 審査事件

(1) 発議第 4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期並びに見直しを求める意見書の提出について

(2) その他

2 日 時 令和 5 年 7 月 4 日 午前12時30分

3 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

4 説明員 大塚市民福祉部長、星産業経済部長、吉田産業経済部副部長

5 書記 坂大議会事務局長、大竹主任

6 経 過

開 会 (12 : 30)

佐藤（肇）委員長 時間がない中でお集まりいただき、ありがとうございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。早速、議事に入りたいと思います。

(1) 発議第 4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期並びに見直しを求める意見書の提出について

佐藤（肇）委員長 日程第 1、発議第 4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期並びに見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者から補足説明はありますか。

渡辺委員 ありません。

佐藤（肇）委員長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

志田委員 先ほど、議場にて多くの議員の皆さんから提出者に対しまして質疑がありました。その中で、今回のインボイスに関しまして当委員会としてもまだまだ調査不足の部分があるのではないかなと私は思っております。市内情勢を把握するためにも、商工会関係者あるいはU-b i g等、そういったところからインボイスについての情報収集あるいは委員会としての調査が必要なのではないかなと私は思っておりますが、その部分に関していかがでしょうか。

渡辺委員 委員会として、もう少し調査をという御意見でございますけれども、先ほども説明させていただきましたが、10月にこのインボイス制度が実施になります。正直なことをお話させていただければ、全国から今既に168ぐらいの団体が、見直し・延期等の意見書が国に提出されております。この6月議会でどれだけ上がってくるか分かりませんが、この声を10月までに届けたとしても、私はもしかしたら国はそのまま、経過措置もございまして実際には2割程度の負担ですから、実施をしてしまうのではないかなというふうには考えております。

だからといって、ここで出さないかといったらそうではなく、本当に今困っていらっしゃる声は始まる前に届けるべきだと思っております。今ほどまだまだ調査が足りないのではないかということでございましたが、私はこれを出した後も継続的に、この経過措置の3年の間に、2割しか負担していない間に、しっかりと調査すべきだというふうに思っております。実際に私が聞いた米の仲買業者は、この経過措置の3年間の間は何とかなる。でも、その後は正直言ってどうしたらいいか分からないという声でございました。ぜひ、これを国に届けた後もこの委員会で引き続き調査をしていただきたいと思っております。

志田委員 今、発議者から、10月まで時間がないということで今回の定例会に発議したいということなんですが、例えば9月定例会の初日辺りにこういった発議ということに関しては、それは全然考えていませんか。

渡辺委員 私は今考えておりませんが、9月議会の初日が今のところ予定は何日になっていて、そこで例えば発議を出して全会一致になり、それが国に届くのがいつのタイミングになるかということが問題だと思っております。それがちゃんと国会に届き、届くだけでなく見ていただく時間も必要ですから、数週間の時間というのは必要ではないかなというふうに思います。局長なりから、その辺りの日程を聞かせていただけたらと思います。

佐藤（肇）委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（12：33）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再 開（12：36）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

高野委員 インボイス制度の中止を求める請願書、これは圧倒的に賛成少数で否決したんですけど、中身はインボイス制度ということで詳しくは言っていないんですが、中身的にはほと

んど同じなんです。その辺の考え方について、どう違うのかというのを示していただきたいです。

渡辺委員　本会議場でも同じような質疑がありましたのでお話をさせていただきましたけれども、あくまでもこのインボイスの請求書と適格事業者の番号制度、こちらについては反対ではございません。請願者の場合は、この制度自体を反対しており中止ですから、請求書も駄目、適格事業者の番号も駄目というのが請願者の趣旨でございます。私は、このインボイスの番号制度と請求書制度、ここについてはこのままどうぞしてください。ただし、免税事業者ですとか特例事業者特例団体ですとか、こういったところについては見直しをかけて、まだまだ勉強して直していただきたいという趣旨ですので、全く違います。

高野委員　それは10月までに間に合うんですか。その文書を出すだけだで大変なんです。

渡辺委員　先ほど志田委員からの質疑にもございました。私自身も、10月までに確実にストップできるかは厳しいというふうに思っております。どれだけの方がこの6月議会ではほかの自治体から上がってくるか分かりませんが、その声が多くなればストップ、若しくは、とりあえず延期にすることも可能だとは思っております。この6月議会がタイムリミットだということで、ほかの地方議会でも本当に今頑張っているところも幾つかあります。先ほど言いました東京の渋谷区・杉並区等は何とか、この6月議会に提出することになったという朗報も聞いております。まだ審議中のところもあるかもしれませんが、その情報がまだきていません。とにかく少しでも多くの自治体が出すことによって、延期になる可能性はゼロではないというふうに思っております。

高野委員　そういうことであれば、中止を求めるといふ請願が出ているわけですよ。非常にそっちのほう時間が通しやすいと思いますが、その辺の配慮はなかったんですか。

渡辺委員　全国の自治体から今上がっている意見書も、実は中止を求めるといふ意見書はほとんどございません。ほとんどの意見書が、見直しと延期を求めるといふ意見書です。

高野委員　あえて中止を求めるといふ意見書に反対をしている人もいますよ。じゃあ、インボイス制度の延期並びに見直しを求めるといふ意見については賛成だといふ話です。その辺が、非常に分かりにくい。同じ議会の中でですよ。同じ議会の中でなければ多少考えたり人と相談したっていいですよ。いいですけど、この意見書の関係については最終日ですよ。それも特別に委員会を開いてやっているわけですよ。極めて異常だと思います。その辺の考えはどうですか。

渡辺委員　恐らく5月の初め頃だったと思うんですけども、民主商工会さんから請願第4号の意見書案を添えて封書にてこういう請願を出したいので紹介議員になっていただきたいという、お願いの文書が全議員のところへ届いたと思います。そのときに、ある議員から「現状のインボイス制度がこのまま実施されるのは反対なんだけれども、民主商工会さんからの意見書のままだとなかなか通しづらいな」といふお話がございました。それで私は、前回本会議場でも言いましたけれども、フリーランスの会さんとも意見交換をしておりましたので、全国の議会の中には議員が議員発議として見直しと延期を求めるといふ意見書をまとめ上げて議会に提案をし、そして通っているといふ議会もそのとき既に幾つか

あるということを情報として得ておりました。なので私もそのような形で、6月議会の議運の前に何とかまとめて皆さんの賛同を得られるような形にしたいので、つくらせていただくということで動き始めました。

意見書案を書き換えたりするのと同時に、民主商工会さんから電話をいただいたときに、民主商工会さんに対して失礼なことがあってはいけないと思い「実は今議会の中でも同じような意見がある方もいらっしゃるので、議員発議としてまとめられたら、もしかしたら請願は出さなくても大丈夫ですか」というふうに尋ねたところ、民主商工会さんは、「困っている住民のための意見書を出してもらえるんだったら待ちます」と。ただし、議会運営委員会があつたとき6月9日だったでしょうかね。議運のその頃に間に合うようにしなきゃいけないので、お返事は早めにいただきたいというふうに言われました。あつたときちょうど上越の視察も入っていたりしましたから、そのとき皆様にこのインボイス制度の問題点といったものを動画で見させていただいたりして、そのときには「いいね」というような感触ももらったりしました。

困っている人たちを助けなければならないという方がいるのであれば、まとめようと思つていたところに、最初に「俺も反対なんだけども」と言っていた方から、このインボイスに対して新潟県会が反対し、賛成に回るのはたとえ私が発議したとしてもなかなか難しいというお話をいただきました。なので、定例会前にこれをまとめ上げるのは難しいなというのが感触でございました。その前にも当然シルバー人材さんですとか、それから農協特例の枠から外れてしまった仲買業者さんにはお話も聞いていましたが、まとめられないものを議員発議として定例会前に議案として出していくというのが難しいという思いもございましたので、民主商工会さんには、「申し訳ございません。頑張ってみましたがけれども、まとめることができなかったの、民主商工会さんから出していただくしかないです。」というお話をさせていただきました。

その後なんですけれども、まだ定例会が始まる前だったと思います。全国ではやっぱり見直しということですし、民主商工会さんから出るのは中止を求める意見書だというのは分かっておりました。中止はしないけれども延期と見直しの発議を何とか定例会最終日までにとまとめたいという思いがありましたので、インボイスの免税事業者のところを何とか救っていくための、免税事業者を実質的な廃止にするような今の制度は見直してもらいたいという案をつくり直すので、ぜひそうなったときにはお力をかしていただきたいということで、再度その一番最初にお話があった方のところに頭を下げに行かせていただきました。その方がほかの議員さんにどのようにお話したかは分かりませんが、自分たちの会派ですとか、また他の方々にはこういう形で出したいということをいろいろとお話はさせていただきました。

この意見書案がまとまったのも、正直言って6月27日の委員会の当日でございました。この委員会の中で、本当に困っている人たちの声を請願者から聞かせていただき、また執行部からの意見も聞かせていただき、今ここにいらっしゃる議員さんの中からもそのことを理解していただいた後、私が皆さんにお見せした意見書案について賛同していただける

のであれば最終日に発議でお願いしたいということで、あの日皆さん方のお手元に基になる意見書の原稿を配らせていただいたと思います。そうした中で、お二人ですかね、中をこんなふうに変えてもらおうと賛成しやすいということで、魚沼市の皆さんから困っている声が聞こえてきてますというのが欲しい、インボイスの適格事業者の請求書制度は反対ではないんだというのが明確に分かるようにしたほうがいいんじゃないかという御意見もいただきました。それを付け加えさせていただいて、本日提案するこの意見書案になりました。

この意見書案に対しましては、賛同いただける議員もおりましたので、何とか私は提案をした後にもう一度「何としても魚沼市の1,000万以下の事業者の皆さん方、シルバー人材、また課税事業者であっても農協と一緒に条件で商売をするには自分たちが負担するしかないというようなことを訴えている人たちの声を、国に届けるためにも全会一致で皆様方から通していただきたい。」ということで、一番最初に声を上げてくださったその方のところに再度お願いに行かせていただきました。

皆さん方も御存じのとおり、本日までに私はお一人お一人とにかく何とかこれを全会一致で魚沼市から国に届けたいとの思いを伝えてあると思います。ぜひ魚沼市が、魚沼市の市民のために全会一致でこの意見書を通していただけるよう、どうぞよろしく願いいたします。

高野委員　　そういう話をですね、何でその請願の意見書が出る時に言わなかったんですか。意見書が出ているわけですよ、中止の。私は中止では駄目なんですという話を、何でしてくれなかったんですかという話です。そんなことを今さら言われたって、最終日の議会ですよ。皆さんは反対しているわけですよ、一つの議案に対して。まるっきり反対意見を言ったんですよ、渡辺委員は。そういう話があった後でこれが出てくるというのが、やはり議会の在り方としては非常に私は難しいと思います。どうですか。

渡辺委員　　6月27日の委員会の討論のとき、私は反対の討論をさせていただきました。そのときに、このインボイス制度と免税事業者制度は全く別物なので、ここについては反対させていただきますという討論はさせていただいております。

それから、これが出てくるというお話のときになぜしなかったかというのは、27日の話であれば今このように話はさせていただいております。私は提案しようと思っている原稿を各会派の代表の方にしかお渡ししませんでしたから、現実にもその方の手に渡ったのはその後かもしれませんけれども、本日までに見ていただいたというふうに思っております。賛成議員が集まった段階で、修正も賜りますと言いながらその原稿をお渡ししておりますから、2つの御意見でございましたけれども修正もさせていただきました。全会一致でやりたいというのが私の思いでしたし、提案後にそれこそ全ての議員さんのところにぜひともお願いしたいとして、またその中身をよく見ていただいて、お考えいただきたいということでお願いに上がっております。なぜ言わなかったのですかと言われても、その前の長いことを何もなかったかのように言われると、正直言って心外でございます。

高野委員　　私もですね、そんなに深刻に考えているとは思っていませんでした。ただ、そう

いうように手続き的に非常に大事な話であります。手続き的に非常に不備だと思いますよ。こんなのが最終日に委員会を開いて通すなんて話は、今までなかったと私は思います。どうしてですか、委員長。

佐藤（肇）委員長　高野委員にお答えをさせていただきます。会期中の日程の中で提案されたものは、その取扱いについてどうするかというのは、議運を含めてそれを決めるルールに従い、今回の発議についても取扱いをさせていただいたと思っております。その流れの中で委員会付託ということですので、ここで今取扱いをさせていただいているところがあります。最終日だろうが、これはもう日程の中に組んでもらう以外にないということで、今こうしてしているということですので、御理解をいただきたいと思えます。

佐藤（達）委員　見直しを求める意見書。この内容を見ますと、民商さんの請願内容と問題点の認識についてはほとんど同じじゃないかなという気がします。その点はいかがでしょう。

渡辺委員　本当におっしゃるとおりだと思っております。住民の声、それを聞かせていただいた中で、何としても国に対して今から始まるインボイス制度は間違っているんだということ国に訴えていきたいという思いは、民主商工会さんから出た請願と一緒にあります。

佐藤（達）委員　ベースは同じだと思うんですけども、民主商工会もいろいろ検討して、中止を求めようか、それとも延期や見直しを求めようかというところで悩んでいたようです。結果的には中止を選択されました。民商さんに伺いますと、議員さんに賛同を求めているお話をしていますけれども、中止ではなく延期なり見直しなりということであれば考える余地はあったという話も聞いているんです。ですので非常に残念に思いますのは、6月27日の産業厚生委員会の中で民商さんが来られて趣旨説明や大変な状況を説明されましたけれども、できるだけ議員の賛同を大勢得るようにしたいという中で、「中止ではなくて延期あるいは見直しを求める、そういうところはどうですか。」というお話をぜひしていただきたかったなと思えます。その点はどうでしょうか。

渡辺委員　先ほど本会議の中でも、私は答弁させていただきました。新潟市議会でも、フリーランスから出てきた陳情書を公明党の議員は反対に回ったんじゃないかというようなお話も聞いております。正直なところ、これを見直してあの場所を通ったかどうか。私は確信はございませんでした。私の中でやっぱり一番重点を置いたのは、何としても住民が困っている、国民が困っているという意見書を国に通すことです。もしあの委員会で見直しをもっとしたらどうでしょうかと提案をし、例えば請願者が分かりましたということで見直しを受け入れていただけたとしても、委員会でその見直し案が可決になる見通しは正直言って私はなかったです。もし、あの時点で見直し案が否決になっていたら、私はこの見直しと延期を求める意見書は提出できませんでした。同じものになりますから。正直言って、議会は駆け引きもいっぱいあります。どうやったらこの住民の声を、最終的に議会で可決して意見書を国に通せるか。そう考えたときに、私はあそこで見直し案を言うことはできませんでした。

佐藤（達）委員　このインボイスに対する反対という立場は全く同じですので、市民の皆さ

んから出てきた切実な請願だと思うんですよね。であれば、やはりあそこで議論して請願に対して賛成していただくということが、どれくらい市民の皆さんの力になるかということを実感します。ですので、これじゃあ議員の中で賛同が得られないという中で、別個に今回のような「延期並びに見直しを求める意見書」というのを提出されてもよかったんじゃないかなという気がします。その点はいかがでしょう。

渡辺委員　例えば、私がああ委員会ですら請願者の請願に対して賛成をしていただきたかったというお話ですよね。もしあそこで私が賛成をしたのなら、申し訳ないですけど同じ定例会中に今度は見直しと延期を求める意見書を出すなんていうことは、それこそ議員として、ちゃんと議会のルールが分かっているのでしょうかと言われかねないと思います。その辺りには、佐藤達雄委員にはぜひ理解していただきたいというふうに思います。

佐藤（達）委員　私もインボイスというのは、問題点が多く何とかこれをやめさせる、見直し・延期するという方向に持っていきたいと思っている立場は同じです。そういう中で、事業者との密接な打ち合わせが本当になされていなかったんじゃないかなという気がして残念です。こういう意見書に対しては、やっぱりインボイスの問題点というのを周囲の皆さんに考えていただく大事な機会にはなると思います。延期なり見直しを求めるということに対しては賛同しますけれども、今まで民商さんなりそういう市民の方が一生懸命に全議員を回っていろいろお願いをして話し合ってきた中で、もっとそこに寄り添い話を詰めていただきたかったなと思います。いかがでしょうか。

渡辺委員　要するに今のお話は、請願を出す前にそういう形での請願を出してこれるように話し合いをしてほしかったという趣旨の質疑でよろしいですか。私から、そのようなことを民商さんに対しては発言はさせてはいただいております。なぜならば、そこを考えるのは民商さんだというふうに思っております。ただ民商さんも、見直しするか、それとも中止にするかというふうに悩んだというお話は先ほど佐藤達雄委員はされておりましたので、通すためにはどうするかというところをそれなりに民主商工会さんも悩んだのではないかと思っております。そこについては、悩んだ結果が中止の請願書だったのではないのでしょうか。私が言うまでもなく悩んでおられたのではないですか。

事前に民主商工会さんから請願の賛成議員になってくださいという封書をいただいた後も、私も気持ちは同じです。できれば議員をまとめたいと思っています。そのためにも民主商工会さんも請願書を出すのはちょっと待ってくださいませんか、と言ったのはそんな思いが一緒だからでございます。民主商工会さんが今私のことをどのようにお考えか分かりませんが、お話ししたときに民主商工会さんの事務局長さんも「僕たちはこの請願を出すことが主ではなく、魚沼市議会としてこの困っている方たちの声を国に届けていただければ、民主商工会から請願は出さなくとも議員さんたちでまとめていただけたらいい」というお声も聞いています。当初の約束は遅くなりましたけれども、この場で果たさせていただけではないか。当然、皆様方から賛同いただかなければ果たせませんが、民主商工会さんとも同じくして、国に意見書を届けるために私も努力してきたことを民主商工会さんも分かっていたのではないかと

なというふうには思います。

佐藤（肇）委員長 委員の皆さんに申し上げます。一事不再議の原則がございます。民主商工会さんの請願については、既に終わったものであります。ここで改めてそのことについて審議を行うということではなく、今提出されているものに対して、提案理由またその中身について、しっかりと審議をお願いしたいと思います。今、思いについてはかなり言っていたと思いますので、具体的な部分について今後また聞いていただければというふうに思います。

佐藤（達）委員 それでは、延期・見直しを求める意見書の一番最後で、先ほども渡辺委員の言われたことですが、適格請求書（インボイス）を導入してもこれまで同様の免税事業者の制度のまま実施すると、制度的・事務处理的な問題はないはずというところがあります。インボイスに登録するということは、今の制度であればイコール課税事業者になるということかと思えます。どういうふうにインボイス制度を見直してそういったことを可能にするかというところが見えませんが、その点はいかがでしょう。

渡辺委員 農協さんは課税事業者なんですけれども、課税事業者ではない免税事業者の小規模農家から仕入れたとしても、それを課税処理できるんですね。課税仕入れとして処理ができます。ということは、新たな適格請求書制度が導入されたとしても、農協特例ができるということは、ほかの事業者も全部同じことをしたとしても何ら問題はないんですね。制度的に。ただ、国でそういう要綱にしないで適格請求書を発行する人は免税事業者になれませんよというふうになっているんです。ですから、免税事業者であっても、適格請求書、要するに請求書に番号さえ振ればいいんです。そして何パーセントというそれを付ければいいわけですから本当のこと言うと、もう消費税を逆に上乘せしてなかったとしても、農協特例では課税処理しているんです。今も一緒なんです。農協には特例ができるのにほかの人にはできませんというのが、私には逆に理解ができません。そういったことをどのようにするかは、もう国に任せるしかないですよ。

インボイスって、請求書という意味です。請求書に、適格事業者という事業者の番号を振ってくださいと。国は、課税事業者が適格事業者ですよと言っているんですよ。免税事業者であっても適格事業者ですよと言えるんです。制度的にそれを国が認めさえすれば、という意味です。

佐藤（達）委員 農協が特例事業者になっていて、収入が減った中でもそういうところで仕入れて控除というか、そういったことができるような団体にしたいということだと思えます。ただそれは、本当に特例の中の特例でそういった制度にしているということだと思えます。

税制の見込みは、消費税はインボイス導入によって2,500億円ぐらいの収入になると国では見ている。でも、それがもっと一般的に5,000億円とか1兆円近いというような説もあります。この制度自体は増税の制度だと私は捉えていますけれども、そういう中で農協さんのような特例措置というのは認めてもらうことができるのかなと非常に疑問です。認めてもらえるのであれば一番認めてもらいたいところなんですけれども、そういう制度改正をし



ていくということになると、このインボイス制度そのものを大きく見直さなければというところにもなります。インボイス制度の改革の見通しというのは、この意見書を提出するにあたってあるのでしょうか。

渡辺委員 先ほど志田委員の質問にも答えさせていただきました。全国からどれだけの意見書が上がってくるか分かりませんが、まだ延期についてはゼロではないという期待は持っております。ただ期待とは裏腹に、このまま3年間の経過措置がついたままで、いつてしまうのではないかなという気がします。国が制度を決めるときというのは、この3年間の経過措置もそうですし、特例もそうですけれども、国はいかようにもつくり変えることはできます。そこは私がどうこうではなく、国に求めていく以外にはほかはないと思っております。

佐藤（達）委員 質疑はこれで結構なんですけれども、お願いとしまして、質疑が終わった後にできましたら委員間で意見交換をやってインボイス制度に対する見方を深められる機会があったら非常にありがたいなという気がするんですけど。

佐藤（肇）委員長 今ほど、佐藤達雄委員から委員間討議の申出がありました。お諮りします。これについて受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。それでは、これより委員間討議を行いたいと思います。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（13：14）

（休憩中に委員間の自由討議）

再 開（13：36）

佐藤（肇）委員長 それでは、休憩を解き会議を再開いたします。委員間討議については以上とさせていただきます。質疑を続行いたします。質疑はございませんか。

志田委員 時間も長くなりましたけれども、先ほども申しましたように、まだまだ私的には調査が足りていないと思っております。民主商工会さんから出た請願に反対した立場として、今回の意見書は継続審査の動議を申し出たいと思いますが、委員長、提出させていただきたいと思っております。

佐藤（肇）委員長 ただいま志田委員から継続審査の動議の提出がありました。閉会中の継続審査ということになるかと思うんですが、今ほどの継続審査の申し出についてお諮りしたいと思います。今ほどの動議について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、少数であります。継続審査の動議については否決されましたので、質疑を続行させていただきます。ほかにありませんか。

佐藤（達）委員 インボイス制度は10月1日にスタートということですので、見直し・延期というところを進めていくとしますと、なるべく早い自治体の意見表明等が必要だと感じます。今日の渡辺委員のお話では、全国で168で、一割弱くらいだと思います。そういった声が全国各地から集まり、これは問題だと、延期をしてしっかり検証しようということに

つながってほしいと思います。そういう意味で、この問題は早急に取り上げ、意見書を上げるべきだと感じました。意見としてお願いします。

佐藤（肇）委員長　ほとんど質疑は出尽くしたとは思いますが、今回の提案の中に意見書の全文が含まれております。この文章について、修正等があるようでしたらここで扱わせていただきたいと思っております。ございますか。

渡辺委員　提案者からも再度お願いさせていただきます。今、継続審査は否決となりましたので、この後採決になるかと思っております。今の継続審査をされた方々の継続にしなければならぬ思いも含めて修正をして、皆さんが気持ちとして一緒になれるのであればそれもあかりかと思っております。もし修正があるようでしたら、御意見をいただけたら提案者としては嬉しいです。

佐藤（肇）委員長　それでは、意見、または質疑等はないと思っております。ここで当局に再度確認をしておきたいことがあれば、発言を許したいと思っております。ございますか。（なし）それでは質疑を終結したいと思います。

それでは、採決に入る前に、討論を省略し採決することに御異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより、発議第4号を採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議がありますので、挙手にて採決いたします。本案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成、多数であります。よって、発議第4号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期並びに見直しを求める意見書の提出については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

## （2）その他

佐藤（肇）委員長　日程第2、その他を議題といたします。その他について、ございませんか。（なし）その他は、なしと認めます。

会議録の調整については、委員長に一任をお願いします。これで本日の委員会を閉会いたします。

閉　　会（13：43）